

## 陳情第65号 思いやり予算の廃止を求める意見書提出を求める陳情

### 1 思いやり予算とは

防衛省予算に計上されている「在日米軍駐留経費負担」の通称として用いられていることが多い。在日米軍の駐留経費における日本側の負担のうち、日米地位協定及び、在日米軍駐留経費負担に係る特別協定を根拠に支出されている提供施設整備費、労務費、光熱水料等の経費

### 2 背景

在日米軍の駐留に要する経費については、日米地位協定第24条により、日本と米国で分担することとなっているが、日本の負担は、施設・区域の提供、その所有者、提供者への補償が原則となっており、それ以外の在日米軍の維持に伴うすべての経費は米国の負担となっている。

当初、日米両国は上記の基本認識に従って経費を負担していたが、1970年代に入り、日本における物価と賃金の高騰により、米側の駐留経費負担が増大し、米国では日本に対する防衛分担の追加を求める声が強まってきた。

これを受けて日本は、在日米軍の駐留を円滑かつ安定的にするための施策として、在日米軍駐留経費を自主的に負担することとなった。

### 3 経緯

年 度	内 容
昭和 35 (1960) 年度	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）を締結
昭和 53 (1978) 年度	基地従業員対策等の一部を負担開始
昭和 54 (1979) 年度	提供施設の整備等が始まる。
昭和 62 (1987) 年度	在日米軍駐留経費負担特別協定（以下「特別協定」）を締結。在日米軍基地労働者の手当の負担開始
平成 3 (1991) 年度	新たな特別協定（有効期間は平成8年3月31日まで）を締結。在日米軍基地労働者の基本給及び在日米軍施設の光熱水料等の負担開始
平成 8 (1996) 年度	新たな特別協定（有効期間は平成13年3月31日まで）を締結。日本の要請に基づく在日米軍訓練移転費用の負担開始
平成 13 (2001) 年度	新たな特別協定（有効期間は平成18年3月31日まで）を締結。米側の節約努力を明記
平成 18 (2006) 年度	新たな特別協定（有効期間は平成20年3月31日まで）を締結
平成 20 (2008) 年度	新たな特別協定（有効期間は平成23年3月31日まで）を締結
平成 23 (2011) 年度	新たな特別協定（有効期間は平成28年3月31日まで）を締結
平成 28 (2016) 年度	新たな特別協定（有効期間は平成33年3月31日まで）を締結

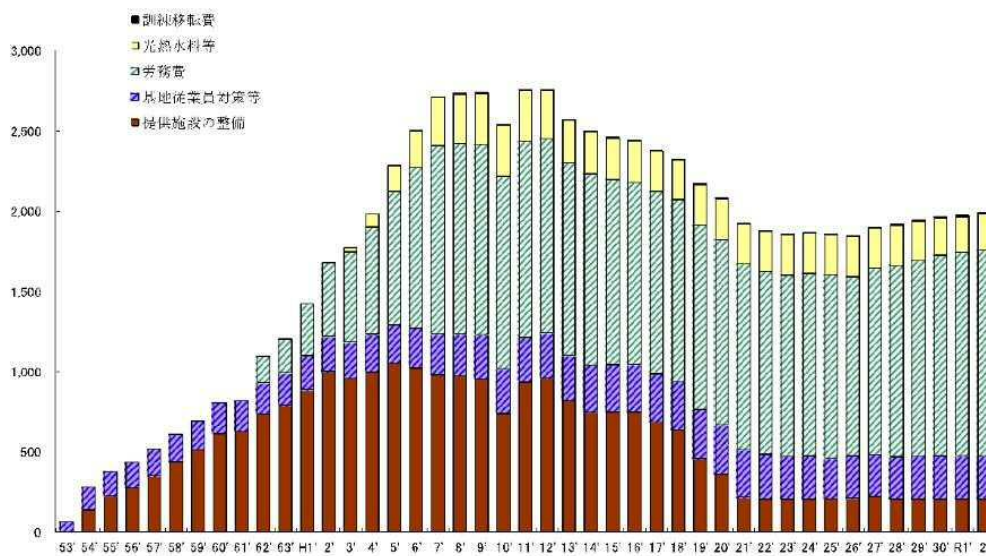
## 4 在日米軍駐留経費負担の推移

(単位：億円)

区分	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
特 別 協 定																						
労働務費										165	209	322	459	564	669	833	1,004	1,173	1,185	1,186	1,200	1,223
光熱水料等														27	81	161	230	305	310	319	316	316
訓練移転費																			4	4	4	4
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165	209	322	459	591	750	994	1,234	1,477	1,499	1,508	1,520	1,543
提供施設の整備		140	227	276	352	439	513	614	627	735	792	890	1,001	957	997	1,052	1,022	982	973	953	737	934
基地従業員対策等	62	140	147	159	164	169	180	193	191	196	203	211	220	227	236	240	248	254	263	277	281	280
合計	62	280	374	435	516	608	693	807	817	1,096	1,203	1,423	1,680	1,776	1,982	2,286	2,503	2,714	2,735	2,737	2,538	2,756

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	合計
特 別 協 定																						
労働務費	1,212	1,201	1,192	1,154	1,134	1,138	1,135	1,150	1,158	1,160	1,140	1,131	1,139	1,144	1,119	1,164	1,194	1,219	1,251	1,269	1,287	34,883
光熱水料等	298	264	263	259	258	249	248	253	253	249	249	249	249	249	249	249	249	247	232	219	223	7,323
訓練移転費	4	4	4	4	4	4	4	5	5	6	5	4	4	4	5	3	7	8	9	9	10	127
小計	1,513	1,470	1,458	1,416	1,396	1,391	1,388	1,409	1,416	1,415	1,395	1,384	1,392	1,398	1,374	1,416	1,450	1,473	1,492	1,497	1,520	42,334
提供施設の整備	961	819	753	750	749	689	638	457	362	219	206	206	206	209	213	221	206	206	206	207	207	23,903
基地従業員対策等	281	284	288	293	296	298	300	308	305	293	279	268	269	253	262	264	267	270	270	266	266	10,417
合計	2,755	2,573	2,500	2,460	2,441	2,378	2,326	2,173	2,083	1,928	1,881	1,858	1,867	1,860	1,848	1,899	1,920	1,946	1,968	1,974	1,993	76,652

億円



(出典：防衛省ホームページ「在日米軍駐留経費負担の推移」)

## 5 来年度予算の状況

- ・日米両政府は、令和3(2021)年度以降の在日米軍駐留経費負担に関する正式交渉を令和2年11月から開始したが、米国のトランプ前政権下では合意に至らず、交渉をバイデン新政権下でまとめる方針に転換し、同年12月21日に閣議決定した来年度予算案には現行水準に照らして暫定的に算出した約2017億円を計上した。
- ・バイデン政権発足後の令和3年2月2日から交渉を再開し、同月17日、令和3年度の在日米軍駐留経費負担について、現行の負担水準を定めた特別協定を1年延長することで合意した。
- ・令和4年度以降の負担額については改めて協議するとしている。

## 日米地位協定（抜粋）

### 第二十四条

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。

2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。

3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

## 在日米軍駐留経費負担特別協定（抜粋）

### 第一条

日本国は、二千十六年から二千二十年までの日本国の会計年度において、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与
- (b) 地域手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当（人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む。）、人員整理退職手当、人員整理按分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、夜間勤務手当、住居手当、単身赴任手当、広域異動手当、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に対して認められる日給
- (c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

## 第二条

日本国は、二千十六年から二千二十年までの日本国の会計年度において、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道
- (b) (a) に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

## 第三条

日本国は、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）のうちいずれか特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に関し、地位協定第二十五条 1 に定める合同委員会（以下「合同委員会」という。）における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部若しくは一部を当該特定の施設及び区域に代えて他の施設及び区域を使用するよう変更する場合又は日本国政府が適当と判断して行う合同委員会における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部若しくは一部を当該特定の施設及び区域に代えてアメリカ合衆国の施政の下にある領域におけるアメリカ合衆国の軍隊の訓練のための場所を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要な経費の全部又は一部を負担する。もっとも、日本国政府が、当該要請に当たり、日本国がこの条の規定に従って経費を負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。

## 第四条

アメリカ合衆国は、前三条に規定する経費の節約に一層努める。